

税

町民税・都民税(住民税)

問 税務課住民税係 TEL 557-7519

その年の1月1日現在、お住まいの市町村に納めるもので、一律均等に課税される均等割と前年の所得金額に応じて課税される所得割からなっています。

- 均等割…町民税 年額3,500円/都民税 年額1,500円
- 所得割…(前年の総所得金額等－所得控除額)×税率－税額控除額

期限内に住民税の申告を

個人の住民税は、納税者の皆さまから申告書を提出していただき、これに基づき町が税額を決定し、皆さまに通知して納めていただく仕組みになっています。

申告期間は原則、毎年2月16日～3月15日(土・日曜日、祝日は除く)です。ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

申告の必要のない方

1. 所得税の確定申告をした方
2. 給与収入のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
3. 公的年金収入のみの方

納税方法

納税の方法は次の3通りがあり、それぞれ組み合わせた方法となることもあります。

- 普通徴収(納税通知書または口座振替で納付)
- 特別徴収(毎月の給料から天引きして、事業所が納入)
- 年金からの特別徴収(毎回の年金の支払額から天引きして、年金の支払者が納付)

法人住民税

問 税務課住民税係 TEL 557-7519

町内に事務所・事業所を有する法人に、決算に基づき法人税割や均等割が課税されます。

事業年度終了の翌日から2カ月以内に申告して納めていただきます。

軽自動車税(種別割)

問 税務課住民税係 TEL 557-7519

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車等を所有している方に課税されます。各種手続きの窓口は下表のとおりです。

| 車種区分 | 手続きの窓口 | |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 二輪車 (125ccを超えるもの) | 八王子自動車検査登録事務所 八王子市滝山町1-270-2 TEL050-5540-2034 | |
| 軽四輪自動車 | 軽自動車検査協会東京主管事務所 八王子支所 青梅市新町6-18-2 TEL050-3816-3103 | |
| 原動機付自転車 (125cc以下のもの) | 瑞穂町役場 税務課住民税係 TEL557-7519 | |
| 小型特殊自動車 (トラクター・フォークリフトなど) | | |
| 届けるとき | | |
| 廃車 | 廃棄処分する・譲渡する | • 印鑑 • 標識交付証明書 • 標識(ナンバープレート) |
| | 町外へ転出する | • 印鑑 • 標識交付証明書 • 盗難届の日時、受理番号のメモ |
| | 盗難にあった | • 印鑑 • 販売証明書 |
| 登録 | 販売店で購入した | • 印鑑 • 廃車申告受付書 |
| | 町内に転入した (廃車申告済) | • 印鑑 • 標識交付証明書 • 標識(ナンバープレート) |
| | 町内に転入した (廃車申告をしていない) | • 印鑑 • 廃車申告受付書 • 譲渡証明書 |
| | 廃車申告済のバイクを譲り受けた | • 印鑑 • 標識交付証明書 • 譲渡証明書 • 標識(ナンバープレート) |
| | 廃車申告をしていないバイクを譲り受けた | • 印鑑 • 標識交付証明書 |
| ナンバープレートの再交付 | • 印鑑 • 標識交付証明書 | |

※標識(ナンバープレート)を紛失した場合、弁償金300円を徴収させていただきます。

※車両がないのに廃車等の手続きをしないと、税金がかかりますのでお早目に手続きをしてください。

広告

相続・贈与・税務会計
決算・申告・経営相談

～法人・個人の税務コンサルタント～

村山隆敏税理士事務所

☎(042)557-0310



お気軽にご相談下さい。

FAX(042)556-0116

税理士 村山隆敏

〒190-1221 瑞穂町箱根ヶ崎247-3

平山税理士事務所

- 会社設立業務
- 税務会計業務
- 相続、贈与、譲渡
- 給与計算、社会保険業務

瑞穂町
長岡1-23-5
青梅街道沿い



TEL.042-556-5678

FAX.042-556-5768

<https://www.hirayamajimusho.com>

相続 譲渡 各種税務申告

会社設立 経営 など

— お気軽にご相談ください —

税理士

原島茂樹事務所

瑞穂町箱根ヶ崎2280

☎ 557-5654

FAX 557-3059



固定資産税

問 税務課資産税係 TEL 557-7528

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

土地

土地については、地目(田、畑、宅地、山林、雑種地など)ごとに評価方法が定められています。

評価上の地目は、土地登記簿上の地目に関係なく、賦課期日現在の現況を基準とします。また、地積は原則として、土地登記簿に登記されている地積によります。

家屋

家屋については、種類(居宅、共同住宅、事務所、店舗、附属家、工場など)、構造(木造、鉄筋コンクリート、コンクリートブロック、鉄骨、軽量鉄骨など)、床面積、間取り、使用資材、使用量および施工の程度により価格を算出します。

償却資産

償却資産とは、会社や工場、商店などを経営している方の、その事業の用に供する機械、器具、備品などをいいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

問 税務課資産税係 TEL 557-7528

土地・家屋の納税者の方は、通常4月1日から最初の納期限までの間、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者および賃借権を有するなどができます。

納税

問 税務課納税係 TEL 557-7529

口座振替制度

納期ごとに預貯金口座から自動的に納税できる制度です。申込は金融機関に預貯金通帳、届出印、納税通知書をお持ちになり、町税等預貯金口座振替依頼書を提出していただく方法と、口座振替依頼用専用はがきを記入し、ポストに投かんしていただく方法があります(町内の金融機関には、依頼書が備えてありますが、町外の金融機関および専用はがきをご希望の方はお送りしますので、税務課までご連絡ください)。

納税が困難なとき

病気、災害、盗難などで納税が困難なときは、税務課にご相談ください。

町税等の納期一覧

問 税務課納税係 TEL 557-7529

| 区分 | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-------------|---|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 町民税・都民税 | | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | 随期 |
| 固定資産税・都市計画税 | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | | 随期 |
| 軽自動車税 | | | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険料 | | | 過1期 | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 随時 |
| 介護保険料 | | | 随期 | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |
| 後期高齢者医療保険料 | | 過1期 | 過2期 | 過3期 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 随時 |

税関係証明の発行

問 税務課 TEL 557-7519

税関係の証明は、請求により次のものを交付します。

- ・課税(非課税)証明書
 - ・所得証明書
 - ・固定資産税台帳登録事項証明書(評価証明書など)
 - ・住宅用家屋証明書
 - ・納税証明書
- 詳しくは、P39「主な証明等手数料」をご覧ください。
※税関係の証明書の請求を代理人が行うときは、委任状が必要となります。

電話予約サービスと郵送による各種証明書の請求

電話予約の手順

- ①税務課に電話し必要な証明書を予約
- ②ご指定された日に役場の夜間・休日受付窓口で証明書を受け取ります。

【受け取り可能日時】

- ・平日 午後5時15分～9時30分
- ・土・日曜日、祝日など 午前8時30分～午後9時30分

郵送による請求の手順

- ①封筒に、交付請求書(書式は自由)、手数料分の定額小為替、身分証明書の写し、84円切手を貼った返信用封筒(住所、氏名を記載)を入れ、税務課へ郵送してください。
- ②数日後、証明書が郵送で届きます。

税の減免

問 税務課 TEL 557-7519

町民税が減免される場合

生活保護を受ける方、生活が著しく困難となった方など

軽自動車税が減免される場合

身体または精神に障がいがあり、歩行が困難な方が所有する、または生計を同一にする方が所有する軽自動車などで、もっぱら障がいのある方のために使用する軽自動車など／構造がもっぱら身体に障がいのある方のために使用するものである軽自動車／公益法人などがその目的のために使用する軽自動車など

固定資産税が減免される場合

貧困により生活のために公私の扶助を受けている方の固定資産／災害などにより大きな損害を受けた方の固定資産
※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

町税以外のお問い合わせ先

国税(消費税・所得税・相続税・贈与税・法人税など)

青梅税務署 TEL0428-22-3185

都税(不動産取得税・自動車税・地方消費税・事業税など)

東京都八王子都税事務所 TEL042-644-1111

東京都青梅都税支所 TEL0428-22-1152